

Q&A

Q. 受講料は必要ですか？

A. 受講料は無料です(会場などへの往復交通費、テキスト代は自己負担となります)。

Q. 申込方法は？

A. 専用ホームページよりお申込みください。

<https://kensyu.hokenfukushi.or.jp/nur47/>



● 研修日程や申込方法

研修の日程やお申込みの方法については、「令和6年度鳥取子育て支援員研修募集要項」や上記の本事業専用ホームページにて、ご確認ください。

Q. eラーニング研修、Zoom研修とはどんな研修ですか？

A. eラーニング研修とは、スマートフォンなどのモバイル端末を用いて、業務の合間や通勤時間など、いつでもどこでも好きなときに学習することができるものです。Zoom研修とは、ライブ配信ともいい決まった日時に講義をオンラインで受講していただくものです。インターネット環境のあるパソコン・タブレット・スマートフォン等で、予めZoomのアプリをダウンロードし、視聴します。受講決定の際には事務局から教材や受講の手引き等をお送りします。

Q. 添付書類を送付したいのですが、いつまでに送ればいいですか？

A. 申込期限日(前期:令和6年5月24日(金) 後期:令和6年7月19日(金) 17時事務局必着)でお送りください。※ 申込フォームの入力期限ではありません。

Q. 研修を一部欠席した場合はどうなりますか？

A. 研修の出欠は科目ごとに取ります。本年度は、欠席した科目を除いた一部科目修了証を発行し、来年度、欠席した科目を受講することによって修了証を発行します。

問い合わせ先

研修に関すること

一般財団法人

保健福祉振興財団 関西支部 鳥取県子育て支援員研修係

〒550-0003 大阪府大阪市西区京町堀1-6-2 肥後橋ルーセントビル5階

Tel: 06-6940-6117 Fax: 06-6940-6119

E-mail: Kansai_info@hokenfukushi.or.jp

子育て支援員制度 その他に関すること

鳥取県子ども家庭部子育て王国課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

Tel: 0857-26-7570



鳥取県委託事業

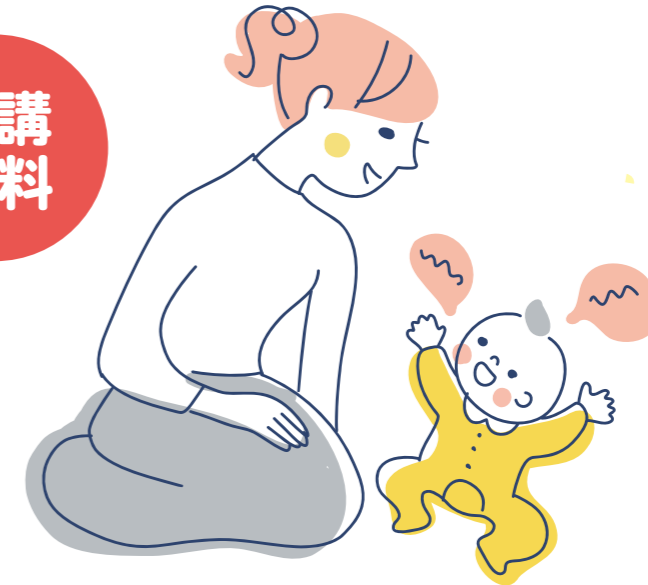
令和6年度

鳥取県子育て支援員研修

受講
無料

受付開始

前期:4/24(水)~
後期:6/14(金)~



あなたの育児経験や
お仕事経験を
活かしてみませんか？

受講者大募集！

鳥取県では、保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、地域で保育や子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方を対象に「子育て支援員研修」を実施します。本研修を受講し、「子育て支援員」として地域で活躍してみませんか？

01. 子育て支援員研修の目的は？

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、保育事業の担い手となる人材の必要性が高まっています。地域において保育や子育て支援等に関する必要な知識や技能等の研修を行い、「子育て支援員」を養成することを目的としています。

02. 「子育て支援員」って？

「子育て支援員」とは各都道府県または市町村が実施する研修(「基本研修」および「専門研修」)を修了し、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で、必要な知識や技術等を習得したと認められる方のことです。

03. 対象者は？

育児経験や職業経験などの多様な経験を有し、子育て支援分野の各事業の職務に従事することを希望する鳥取県内在住者又は在勤者。

04. どんな研修？

どのコースも、eラーニングおよびZoomでの受講(一部のコースは、集合研修・実地研修あり)が中心であり、事業所や自宅での受講も可能です。

05. 修了後は？

研修終了後は全国で通用する「子育て支援員研修修了証書」を発行します。

受講申込は
こちらから



開催概要

●スケジュール

	コース期間	募集開始日	募集申込期限
前期	6/17～8/16	令和6年4月24日(水)	令和6年5月24日(金)
後期	9/9～10/25	令和6年6月14日(金)	令和6年7月19日(金)

●受講条件

地域子育て支援コース 利用者支援事業(基本型)は下記の受講条件があります。相談及びコーディネート等の業務内容を必須と市町村長が認めた事業や業務(例:地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務等)の実務経験を、1年以上予め有している方。
※お申込みの際は、「実務経験証明書」を提出してください。

●受講免除

以下に該当する方は基本研修の免除が可能です。申込フォームに保有資格を記入の上、その資格を証明する書類の写しを提出してください。氏名変更がある場合は戸籍抄本の写しも併せて提出してください。

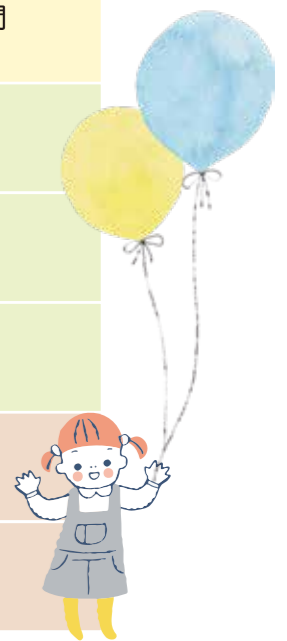
① 保育士 ② 社会福祉士 ③ 幼稚園教諭、看護師、保健師の資格を有し、日々子どもと関わる業務に1年以上の業務経験を有する者(受講申込書の事業所名・就業期間を記入してください) ④ 前年度一部科目修了者

全国で実施している子育て支援員研修において、基本研修または専門研修の一部科目を修了している方は修了している科目について受講が免除されます。申込時に修了証書、一部科目修了証書または基本研修修了証明書の写しを提出してください。

●研修の体系

研修コース	募集定員		事業分野	事業内容	基本研修	専門研修			
	前期	後期				科目数	時間		
地域保育コース	地域型保育	110名	80名	小規模保育事業(保育従事者)	8科目 8時間 (eラーニング研修)	+ ※どのコースも基本研修の受講を終えてから専門研修に進んでください。 (基本研修免除者を除く)	+ 4科目 5.5時間 (eラーニング研修)	見学実習の代替 「講義・演習」 6時間 (集合研修)	
				家庭的保育事業(家庭的保育補助者)					+ 11科目 14時間 (eラーニング研修 + 集合研修)
				事業所内保育事業(保育従事者)					
	一時預かり	40名	—	●家庭において保育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、保育施設等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。					+ 4科目 5.5時間 (eラーニング研修)
ファミリー・サポート・センター	—	20名	●子育て中の保護者を会員とする、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、その援助を行うことを希望する方を結び付ける事業。	+ 4科目・6.5時間 (eラーニング研修)					
地域子育て支援コース	利用者支援事業(基本型)	20名	—	●子育て家庭のニーズを把握し、様々な情報提供や、相談等の支援を行うと同時に、地域の関係機関との連携や協働の体制づくりを行う事業。	+ 8科目・8時間 (Zoom研修)				
	利用者支援事業(特定型)	30名	—	●子育て家庭のニーズを把握し、地域の保育施設の情報提供や、相談等の支援を行う事業。	+ 5科目・5時間 (Zoom研修)				
	地域子育て支援拠点事業	20名	20名	●公共施設などの身近な場所で、子育てについての相談や情報提供、その他の援助を行ったり、親子の交流の場を設けたりすることで、地域の子育て支援機能の充実を図る事業。	+ 6科目・6時間 (Zoom研修)				
放課後児童コース	—	60名	●保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する事業。	+ 6科目・9時間 (eラーニング研修)					
社会的養護コース	—	40名	●保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育・保護し、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行います。	+ 9科目・11時間 (eラーニング研修)					

受講申込はこちらから



保育士配置基準の弾力化について 詳細については最寄の市町村保育課・行政担当課までお問い合わせください。

● 保育士配置基準の弾力化とは？

全国的な保育士不足を背景に設けられた、一定の条件を満たす場合に保育士資格を持っていない方を保育士の代わりとして配置することができる制度です。鳥取県においても2016年より実施しており、適用期間は2025年3月31日までとしています。

● 保育士の代わりとして配置できる方

次の条件のうちいずれかを満たし、県が実施する『保育従事者(保育士以外)研修』を修了した方

- 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者
- 小学校教員免許、養護教諭の免許、幼稚園教諭の免許などを持つ者
- 保育所等で常勤の職員として保育業務に従事した期間が1年以上ある者

● 保育士の代わりとして配置できる場合

次の条件のうちいずれかを満たし、県が実施する『保育従事者(保育士以外)研修』を修了した方

- ① 朝夕の子どもが少ない時間帯
※保育士2人のうち1人を子育て支援員等に代えることが認められています。
- ② 子どもの年齢に応じて必要となる保育士数を上回って配置している場合
※上回っている保育士数の範囲内で子育て支援員等に代えることが認められています。